

第一部

県内全域で利用できる公的助成制度

制度の見方

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号

目的に合わせて制度を分類しています。

②リフォーム

<p>R7子どもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度</p>	<p>補助対象工事</p> <p>(1)子どもみらいテレワーク対応リフォーム(必須) 机の作り付け又は間仕切り壁等の新設</p> <p>(2)子育てライフ対応リフォーム 省エネ、防音や内装の木質化工事 家事や子育ての負担軽減となる工事</p> <p>(3)しずおか優良木材等補助加算 しずおか優良木材等を床・壁等の仕上げ材に 10 m²以上使用する工事</p>	<p>静岡県 住まいづくり課</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">制度名</div>	<p>最大 25 万円/戸 補助率 補助対象工事費用の 1/2 以内(1000 円未満切り捨て) 「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大 14 万円の補助加算 「森林認証材」の場合、さらに最大4万円の補助加算</p>	<p>054-221-3081</p>
<p>子育てグリーン住宅支援事業</p>	<p>・子育てグリーン住宅支援事業者と工事請負契約等を締結してリフォーム工事をする事。</p> <p>・以下の(1)～(3)に該当するリフォーム工事のうち、2つ以上を実施すること。</p> <p>※(4)～(8)については、(1)～(3)のうち2つ以上の工事を行った上で実施し、交付申請時にあわせて申請する場合のみ補助対象</p> <p>(1)開口部の断熱改修 (2)躯体の断熱改修 (3)エコ住宅設備の設置 (4)子育て対応改修 (5)防災性向上改修 (6)バリアフリー改修 (7)空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8)リフォーム瑕疵保険等への加入</p> <p>※詳しくは公式ホームページを御確認ください。</p>	<p>子育てグリーン住宅支援事業事務局</p>
	<p>上記(1)～(3)のすべてを実施: 上限60万円/戸 上記(1)～(3)のうち、いずれか2つを実施: 上限40万円/戸</p>	<p>0570-022-004</p>

制度表には、制度名、制度概要、補助額等、問い合わせ先、電話番号などを記載しています。

※制度は、令和7年4月1日時点のものを掲載しています。

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
①新築・購入		
しずおか住宅ローン優遇制度	<p>下記のいずれかを満たす場合に、住宅ローンの金利の優遇、または、手数料を割引きます。</p> <p>【TOUKAI-0型】 昭和56年5月以前に建設された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満となったものを、除去して建替える場合</p> <p>【しずおか木の家型】 「しずおか優良木材等」を住宅全体の50%以上使用した木造住宅を新築・購入する場合</p> <p>【住宅性能表示型】 新たに設計住宅性能評価を取得して住宅を建設する、または、取得している住宅を購入する場合</p> <p>【長期優良住宅型】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅を建設、または、認定を受けている住宅を購入する場合</p> <p>【定期借地型】 (JA あいら伊豆、JA はいなん、JA とぴあ浜松を除く) 土地の有効利用を促進するため、定期借地権制度を活用して住宅を購入する場合</p> <p>【リフォーム型】 (スルガ銀行、浜松磐田信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫での取扱い) 優良な住宅ストックの形成や健全な住宅市場の整備促進のため、住宅をリフォームする場合</p>	静岡県 住まいづくり課
	各金融機関による	

○ しずおか住宅ローン優遇制度取り扱い金融機関一覧（令和7年4月1日現在）

金融機関名	優遇内容	問合せ先（電話番号）
静岡銀行	リフォームローン（しずぎんリフォーム天国） 基本金利から0.2%優遇	各相談ラウンジ
		三島 0120-86-0619
		御殿場 0120-86-0659
		沼津 0120-86-0614
		富士 0120-86-0627
		富士宮 0120-86-0196
		清水 0120-86-0276
		静岡 0120-86-0249
		東静岡 0120-86-0249
		藤枝 0120-86-0293
		掛川 0120-86-0975
		磐田 0120-86-0994
		浜松 0120-86-0926
		浜北 0120-86-0844
葵町 0120-86-0954		

スルガ銀行	融資手数料優遇（リフォーム含む）	各支店 本店営業部 055-961-0080 沼津セントラル 055-926-1001 三島セントラル 055-971-1212 伊豆長岡 055-949-1241 熱海駅 0557-81-9137 伊東 0557-37-0080 下田 0558-22-0888 御殿場駅 0550-82-1122 富士吉原 0545-52-5000 清水 054-352-5137 静岡岡 054-252-0141 藤枝 054-641-3455 榛原 0548-22-1221 掛川 0537-22-5121 浜松 053-454-1050
清水銀行	住宅ローン当初固定金利期間選択時 基準金利から0.3%優遇(リフォーム含む) ※他の優遇制度との併用不可	各ローンセンター 東部 055-975-3001 富士 0545-52-8020 清水 054-351-2220 東静岡 054-281-5200 静岡岡 054-245-6111 藤枝 054-646-9777 浜松 053-469-1122
静岡中央銀行	住宅ローン基準金利から0.1%優遇（リフォーム含む）	各住宅ローンセンター 岳麓 055-962-3300 静岡清 054-262-3232
しずおか焼津信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	お客様サポート部 054-270-8011
静岡信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇(リフォーム含む) フラット35 定額手数料半額	営業推進部 054-254-5535
浜松磐田信用金庫	住宅ローン基準金利から0.2%優遇	夢おいプラザ 053-463-1164
沼津信用金庫	住宅ローン取扱手数料半額 住宅ローン基準金利から0.1%優遇	融資部 055-962-6766
三島信用金庫	住宅ローン適用金利から0.05%優遇	マーケティング戦略部 055-973-5565
富士宮信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	融資部審査課 0544-23-3117
島田掛川信用金庫	住宅ローン基準金利から0.05%優遇	営業統括部 0547-37-5195
遠州信用金庫	変動金利型・固定金利選択型住宅ローンの金利優遇項目の1つとして0.2%優遇(リフォーム、定期借地型含む)	生活サポート部 053-472-2120
J Aふじ伊豆	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	融資指導課 055-933-7001
J Aしみず	固定金利期間満了時の金利から0.2%優遇	ローンセンター 054-367-3268
J A静岡市	所定住宅ローン商品の事務取扱手数料割引	融資推進課 054-288-8447
J A大井川	住宅ローン借入者に地元産米贈呈	金融部融資課 054-646-5143

金融機関名	優遇内容	問合せ先(電話番号)
J Aハイナン	住宅ローン借入者に茶ぐりん(ボトル缶)贈呈	ローンセンター 0548-22-8060
J A掛川市	住宅ローン借入者に掛川茶(ボトル缶)贈呈	ローンセンター 0537-22-4118
J A遠州夢咲	引越費用25%割引、ホームセキュリティ契約にて最大15,000円キャッシュバック、大型家具5%割引 ※JA提携企業の利用に限る	融 資 課 0537-73-6924
J A遠州中央	全期間変動金利型住宅ローン・固定金利特約付住宅ローンの基準金利から0.1%軽減	金融推進課 0538-30-7300
J Aとぴあ浜松	変動固定ミックス型住宅ローン、固定金利特約付き住宅ローンの基準金利から0.2%軽減	金融共済推進部推進企画課 053-476-3121
J Aみっかび	住宅ローン金利軽減項目の1項目として取扱い	金 融 課 053-525-1013

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
①新築・購入		
住んでよし、しずおか木の家推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するために、静岡県内において、木造住宅を取得(新築・増改築)すること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を4㎡以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和8年3月8日までであること。 ・施工者は、県内に事業所、または営業所を有する建築業者等であること。 ・住宅の設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 	①静岡県森林組合連合会 ②静岡県林業振興課
	「しずおか優良木材等」使用量、または使用面積に応じて最大30万円(1棟あたり) 加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大10万円(1棟あたり)の補助加算あり	
しずおか木使い施設推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内において、住宅兼店舗などの木造施設を建築(新築・増改築)すること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」のうち、20%以上が森林認証材であること。 	①静岡県森林組合連合会 ②静岡県林業振興課

	<ul style="list-style-type: none"> ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和8年3月8日までであること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 	
	<p>「しずおか優良木材等」使用量、または使用面積に応じて最大150万円(1棟あたり)</p> <p>加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大50万円(1棟あたり)の補助加算あり</p>	<p>①054-253-0195</p> <p>②054-221-2691</p>
省エネ住宅新築等事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入 ・県内中小工務店が施工すること ・ZEH水準の省エネ性能を満たすこと ・子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く世帯であること <p>※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「子育てグリーン住宅支援事業」が利用できます。</p> <p>※国の補助金を受けた住宅は当補助金の対象外です。</p>	静岡県 住まいづくり課
	<p>定額 40万円/戸</p> <p>「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大30万円の補助加算</p> <p>さらに、しずおか優良木材等のうち、森林認証材を使用した場合は、最大10万円の上乗せ加算</p>	054-221-3084
子育てグリーン住宅支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかであること。 ・子育てグリーン住宅支援事業者と工事請負契約を締結して住宅を新築すること等。 	子育てグリーン住宅支援事業事務局
	<p>GX志向型住宅 160万円/戸</p> <p>長期優良住宅 80万円/戸</p> <p>ZEH水準住宅 40万円/戸</p> <p>※対象条件は公式ホームページを御確認ください。</p>	0570-022-004
給湯省エネ2025事業	<p>以下(1)(2)を満たすこと</p> <p>(1) 給湯省エネ事業者と工事請負契約等を締結し、高効率給湯器が設置された新築住宅(注文・分譲)を購入すること</p> <p>(2) 高効率給湯器はエコキュート、ハイブリッド給湯機、エネファームのいずれかであること</p> <p>※詳しくは公式ホームページを御確認ください。</p>	給湯省エネ2025事業事務局
	<p>最大20万円/台</p>	0570-022-004
ZEH補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしていること。 ・一般社団法人 環境共創イニシアチブに登録されているZEH 	一般社団法人

	<p>ビルダー/プランナーが関与(設計、建築、改修又は販売)する住宅であること。</p> <p>※ZEH+については追加の要件があります。詳細は各補助事業の公募要領を必ずご確認ください。</p>	環境共創イニシアチブ
	<p>ZEH 55万円/戸</p> <p>ZEH+ 90万円/戸(追加要件の選択に応じて加算あり)</p>	03-5565-4030
②リフォーム		
住んでよし、しずおか木の家推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内において、自らが居住する住宅をリフォームすること。 ・リフォームは、仕上材に「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和8年3月8日までであること。 ・施工者は、県内に事業所、または営業所を有する建築業者等であること。 ・住宅の設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 	<p>①静岡県森林組合連合会</p> <p>②静岡県林業振興課</p>
	<p>「しずおか優良木材等」使用量、または使用面積に応じて最大14万円(1棟あたり)</p> <p>加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大4万円(1棟あたり)の補助加算あり</p>	<p>①054-253-0195</p> <p>②054-221-2691</p>
しずおか木使い施設推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内において、住宅兼店舗などの木造施設を木質化すること。 ・施設の木質化は、「しずおか優良木材等」を20㎡以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」のうち、20%以上が森林認証材であること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和8年3月8日までであること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 	<p>①静岡県森林組合連合会</p> <p>②静岡県林業振興課</p>
	<p>「しずおか優良木材等」使用量、または、使用面積に応じて最大100万円(1棟あたり)</p> <p>加えて、森林認証材を使用した量に応じて最大28万円(1棟あたり)の補助加算あり</p>	<p>①054-253-0195</p> <p>②054-221-2691</p>

R7こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度	補助対象工事 (1)こどもみらいテレワーク対応リフォーム(必須) 机の作り付け又は間仕切り壁等の新設 (2)子育てライフ対応リフォーム 省エネ、防音や内装の木質化工事 家事や子育ての負担軽減となる工事 (3)しずおか優良木材等補助加算 しずおか優良木材等を床・壁等の仕上げ材に 10 m ² 以上使用する工事	静岡県 住まいづくり課
	最大 25 万円/戸 補助率 補助対象工事費用の 1/2 以内(1000 円未満切り捨て) 「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大 14 万円の補助加算 「森林認証材」の場合、さらに最大4万円の補助加算	054-221-3081
子育てグリーン住宅支援事業	・子育てグリーン住宅支援事業者と工事請負契約等を締結してリフォーム工事をする事。 ・以下の(1)～(3)に該当するリフォーム工事のうち、2つ以上を実施すること。 ※(4)～(8)については、(1)～(3)のうち2つ以上の工事を行った上で実施し、交付申請時にあわせて申請する場合のみ補助対象 (1)開口部の断熱改修 (2)躯体の断熱改修 (3)エコ住宅設備の設置 (4)子育て対応改修 (5)防災性向上改修 (6)バリアフリー改修 (7)空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8)リフォーム瑕疵保険等への加入 ※詳しくは公式ホームページを御確認ください。	子育てグリーン住宅支援事業事務局
	上記(1)～(3)のすべてを実施:上限60万円/戸 上記(1)～(3)のうち、いずれか2つを実施:上限40万円/戸	0570-022-004
長期優良住宅化リフォーム推進事業	以下を満たすリフォーム工事 ・リフォーム工事前にインスペクションを実施すること ・リフォーム後の住宅が構造躯体等の劣化対策、耐震性及び省エネルギー対策の性能が確保されていること ・リフォーム履歴と維持保全計画を作成すること ※住戸規模等、その他詳細な条件については問合せ先 HP をご確認ください。	長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

	<p>補助率 1/3</p> <p>(1)評価基準型 80万円/戸</p> <p>(2)認定長期優良住宅型 160万円/戸</p> <p>※3世代同居対応改修工事、若者世帯(40歳未満)、子育て世帯(18歳未満の子供がいる世帯)、既存住宅購入者のいずれかに当てはまる場合、50万円を加算</p>	03-5805-0522
先進的窓リノベ2025事業	<p>以下(1)~(3)を満たすこと</p> <p>(1)窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をする事</p> <p>(2)対象製品を用いたガラス交換、内窓設置、外窓交換に該当する工事を既存住宅に対し行うこと</p> <p>(3)補助額が5万円以上であること</p> <p>※詳しくは公式ホームページを御確認ください。</p>	先進的窓リノベ事業2025事務局
	<p>高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助(上限200万円)</p>	0570-022-004
給湯省エネ2025事業	<p>以下(1)(2)を満たすこと</p> <p>(1)給湯省エネ事業者と工事請負契約を締結し、既存住宅へ高効率給湯器の設置工事をする事</p> <p>(2)設置工事を行う給湯器はエコキュート、ハイブリッド給湯機、エネファームのいずれかであること</p> <p>※詳しくは公式ホームページを御確認ください。</p>	給湯省エネ2025事業事務局
	<p>最大20万円/台</p>	0570-022-004
賃貸集合給湯省エネ2025事業	<p>以下(1)~(3)を満たすこと</p> <p>(1)賃貸集合住宅のオーナー等が賃貸集合給湯省エネ事業者と工事請負契約を締結し、従来型給湯器を小型省エネ型給湯器へ交換する工事をする事</p> <p>(2)小型省エネ型給湯器はエコジョーズ、エコフィールのいずれかであること</p> <p>(3)賃貸集合住宅のオーナー等は、1棟あたり2戸以上の賃貸住戸を所有していること</p> <p>※詳しくは公式ホームページを御確認ください。</p>	賃貸集合給湯省エネ2025事業事務局
	<p>最大10万円/台</p>	0570-022-004
既存住宅の断熱リフォーム支援事業(環境省事業)	<p>既存住宅のエネルギー消費効率の改善と脱炭素化を支援するため、高性能建材(断熱材、窓・ガラス、玄関ドア)を用いた断熱リフォームに対し補助します。</p> <p>詳細については問合せ先HPでご確認ください。</p> <p>https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html</p>	公益財団法人北海道環境財団

	<p>補助率 1/3</p> <p>(1)戸建て住宅 上限 120 万円/戸</p> <p>(2)集合住宅 上限 15 万円/戸</p> <p>(玄関ドアも改修する場合は 20 万円)</p> <p>※要件を満たした場合は、家庭用設備(蓄熱設備、蓄電設備、エアコン等)についても補助の対象となります。</p>	011-206-1573
既築住宅の ZEH 改修実証支援事業	<p>以下等の要件を満たす法人申請を対象とする</p> <p>(1) 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを断熱改修すること。</p> <p>(2) 改修後の住宅が BEI ≤ 0.7 を満たすこと。</p> <p>(3) 改修後の住宅の外皮性能が地域区分毎に定められた断熱等性能等級 6 以上の外皮平均熱貫流率(UA 値)及び冷房期の平均日射熱取得率(η AC 値)を満たすこと。</p> <p>※その他要件等、詳しくは SII ホームページを御確認ください。</p>	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
	<p>・補助率 1/3 以内(補助対象経費)</p> <p>地域区分による上限 5~8 地域:1 住戸あたり 400 万円</p>	03-5565-3110
③空き家、移住・定住		
移住・就業支援金	<p>次の(1)~(4)の全てに該当する方</p> <p>(1)ア、イのいずれにも該当する方</p> <p>ア 移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上「東京 23 区に在住していた方」または、「東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区へ通勤していた方」</p> <p>イ 移住する直前に、連続して 1 年以上「東京 23 区内に在住していた方」または、「東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京 23 区内へ通勤していた方」</p> <p>※東京圏の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間(修業年限を上限とする。高等専門学校は 2 年)も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。</p> <p>※条件不利地域に該当する市町村は、県 HP を確認 (https://iju.pref.shizuoka.jp/lp/support.html)</p> <p>(2)支援金申請時に、移住後 1 年以内であること</p> <p>(3)移住先の市町に、支援金申請後 5 年以上継続して居住する意思があること</p>	静岡県 くらし・環境部 企画政策課

	<p>(4)次のア～オのいずれかに該当する方</p> <p>ア【就業】静岡県のマッチングサイト「しずおか就職 net」等に移住・就業支援金の対象として掲載された求人に新規就業した方</p> <p>イ【起業】(公財)静岡県産業振興財団が実施する起業支援事業の交付決定を受けた方</p> <p>ウ【専門人材】内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方</p> <p>エ【テレワーク】自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠としながら、移住元での業務を引き続き行う方(ただし、週 20 時間以上テレワークを実施すること)</p> <p>オ【関係人口】各市町が設定する本事業における「関係人口」の要件に該当する方</p> <p>※各市町の関係人口の要件は、県 HP を確認 (https://iju.pref.shizuoka.jp/lp/support.html)</p> <p>※同一の市町に対しての支援金の申請は、同一世帯で 1 回に限ります</p>	
	<p>2人以上の世帯の場合 100 万円</p> <p>※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の世帯員一人につき 100 万円を加算 (18 歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において 18 歳未満の世帯員をいいます。)</p> <p>単身の場合 60 万円</p>	054-221-2540
⑥高齢者や障害のある方		
介護保険の住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護又は要支援認定を受けた方で、住宅改修を行う方 ・市町に事前に申請すること。 ・厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類に該当すること。 <p><住宅改修の種類></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸などへの扉の取替え (5)洋式便器などへの便器の取替え (6)上記(1)～(5)に付帯して必要な工事 	市町窓口

	原則として対象経費の9/10(限度額18万円) ただし、 一定以上の所得のある人は対象経費の8/10(限度額16万円) 特に所得が高い人は対象経費の7/10(限度額14万円)	P21以降 参照
日常生活用具 給付等事業	日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者の方に対する給付	市町窓口
	用具の購入費、改修費、対象者、限度額等は各市町にお問い合わせください。	P21以降 参照
⑦住宅に困窮する方		
住居確保 給付金	<p>【就職活動を支えるための家賃の補助】 離職などで収入が減少し、家賃の支払いに悩む方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件として、家賃額を補助する。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職/事業廃止 後2年以内の方 ・自分の責任や都合ではない理由で、休業などになって収入が減った方 <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が基準額+家賃額(限度額あり)より少ない。 ・資産(預貯金、手持ち金)合計が基準額の6倍以下。 <p>支給期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則3ヶ月(最長9ヶ月)。 <p>【家計の立て直しのための転居費用の補助】 収入が大きく減少し、家賃の低い住宅に転居する必要がある方で要件を満たす方に転居費用を補助する。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が大きく減少し住まいを失った方、または家計改善のために家賃が安い住居に転居する必要がある方。 <p>※対象例</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方。 病気により離職し働いて収入が増やせない方。 <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入、資産の要件は上記家賃の補助と同様。 ・転居によって家計が改善することが認められること。 <p>※上限や、補助対象外(敷金、前家賃等)となる経費あり。</p>	静岡県 健康福祉部 地域福祉課
	各市町により異なる (P21以降参照)	

⑧災害対策		
わが家の 専門家診断事 業	市町が派遣する専門家による耐震診断を無料で受けられます 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方	静岡県くらし・環境部 建築安全推 進課
	無料	市町窓口 (P21 参照)
木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画一 体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方 以下の条件を満たすこと (1)耐震診断の結果、倒壊の危険性が高い住宅 (2)改修後の評点が 1.0 以上かつ改修前の評点より 0.3 以上向上 する耐震補強工事	静岡県くらし・環境部 建築安全推 進課
	一般世帯(90 万円～120 万円) 高齢者のみ世帯等(110 万円～140 万円) ※市町により、補助額等が異なります。	市町窓口 (P21 参照)
耐震シェルタ ー整備事業 防災ベッド 整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方	静岡県くらし・環境部 建築安全推 進課
	一般世帯(6.2 万円～50 万円) 高齢者のみ世帯等(10 万円～60 万円) ※市町により、補助額等が異なります。 また、補助事業を実施していない市町もあります。	市町窓口 (P21 参照)
ブロック塀等 の安全確保事 業	・危険なブロック塀等除却事業 地震発生時において、倒壊等の危険がある道路等に面したブ ロック塀・石塀等の除却工事 ・ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等) 緊急輸送路、避難路等に面するブロック塀等を安全な塀の耐 震改修又は建替え又は除却工事	静岡県くらし・環境部 建築安全推 進課
	各市町の制度により異なります。 ※建替え事業は、実施をしていない市町もあります	市町窓口 (P21 参照)

⑨被災者支援		
被災者住宅再 建支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援制度で規定する自然災害により、住宅に半壊被害を受けた世帯であって、経済的理由等により住宅を再建することが困難な方 所得や年齢等の制限があります。 	静岡県 健康福祉部 企画政策課
	住宅の建設、購入、補修費 限度額 50 万円	054-221- 2363
被災者生活再 建支援制度	一定規模以上の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方	静岡県 健康福祉部 企画政策課
	以下の(1)と(2)の合計額を定額(渡し切り)方式で支給 (1)被害状況による支給 全壊世帯 100 万円 大規模半壊世帯 50 万円 (2)住宅の再建方法による支給 (中規模半壊世帯はそれぞれ 1/2) 住宅を建設・購入する世帯 200 万円 住宅を補修する世帯 100 万円 住宅を賃借する世帯 50 万円 (単身世帯はそれぞれ 3/4) ※用途の制限はありません。	054-221- 2363
被災者自立生 活再建支援事 業	被災者生活再建支援制度の適用外の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方	静岡県 健康福祉部 企画政策課
	以下の(1)と(2)の合計額を定額(渡し切り)方式で支給 (1)被害状況による支給 全壊世帯 100 万円 大規模半壊世帯 50 万円 (2)住宅の再建方法による支給 (中規模半壊世帯はそれぞれ 1/2) 住宅を建設・購入する世帯 200 万円 住宅を補修する世帯 100 万円 住宅を賃借する世帯 50 万円 (単身世帯はそれぞれ 3/4) ※用途の制限はありません。	054-221- 2363

災害特別見舞金	13月を経過する日までに複数回罹災した世帯(罹災証明書で判断)	静岡県 健康福祉部 企画政策課 企画班
	<p>全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害が発生した日から起算して、13月を経過する日までに、全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害により住家が再度被害を受けた場合において、当該世帯の世帯主に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊 1世帯当たり 10万円 ・半壊 1世帯当たり 5万円 ・準半壊 1世帯当たり 2万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円 <p>(再度被害の罹災証明書の区分により支給)</p>	054-221-2363
住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅の屋根や台所、トイレ、風呂など日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理であること ・応急仮設住宅の利用をしていないこと <p>※公営住宅を一時避難として使用する場合であれば、応急修理を利用可能。ただし、修理完了後は公営住宅から退去する必要がある。</p>	静岡県 住まいづくり課
	<p>大規模半壊の住家被害を受けたもの又は半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができないもの:70万6千円</p> <p>一部損壊(準半壊)の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができないもの:34万3千円</p>	054-221-3081